

個人情報の第三者への提供

本人の同意がなくても第三者へ提供できる場合

個人情報は、原則として本人の同意なしで第三者へ提供してはいけないこととされていますが、個人情報保護法第23条第2項により、本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合は、次の事項について本人が容易に知り得る状態(公表)に置いているときは、本人の同意がなくても第三者へ提供できるとされています。

1. 第三者への提供が利用目的であること
2. 第三者へ提供される個人データの項目
3. 第三者への提供の手段又は方法
4. 本人の求めに応じて第三者へ提供を停止すること

家族や事業主も第三者となりますが、当組合では、上記の考えに基づき、下記の内容について事業主経由の送付及び家族単位の送付を行っています。

1. 高額療養費・付加給付を個人からの申請に基づかず、事業主経由で支給します
(任意継続被保険者の場合は、被保険者ご本人あてに支給します)